

10. その他共通事項について

1. 暴力団等の排除

1. 業務委託契約書第7条関係

受注者は、**暴力団の排除に係る措置に関する規則（令和2年大阪府規則第61号。以下「暴力団排除措置規則」という。）に規定する入札参加除外者や誓約書違反者等**を、受任者、下請負人又は資材業者等としてはならない。

これらの事実が確認された場合、監督職員は、受注者に対し、契約書第7条第6項に基づく必要な措置をとるべきことを請求できる。

なお、下請契約の解除にかかる一切の責任は受注者が負うものとする。

2. 下請契約の締結等

受注者は、下請負人等との下請契約等の締結にあたっては、下請契約書に、業務委託契約書「**第43条**」に準じた暴力団等排除条項を加えることとする。

また、受注者は、監督職員より前項の請求があった場合速やかに対応しなければならない。

3. 誓約書の提出

受注者は、**業務の一部を第三者に委任し、又は請け負わせたときは、その第三者から暴力団排除措置規則第8条に規定する誓約書を徴収し、大阪府へ提出**しなければならない。

4. 大阪府暴力団排除条例第12条関係

(1) 受注者は、契約の履行に当たって、大阪府公共工事等不当介入対応要領の定めるところにより、暴力団員及び暴力団密接関係者等から社会通念上不当な要求又は契約の適正な履行を妨げる行為（以下「不当介入」という。）を受けた場合は、断固としてこれを拒否するとともに、大阪府及び管轄警察署への**報告**（以下「報告」という。）を行わなければならない。

(2) 報告は、不当介入等報告書により、速やかに大阪府**及び**管轄警察署の行政対象暴力対策担当者に**行う**ものとする。ただし、急を要し、当該不当介入等報告書を提出できないときは、口頭により報告することができる。この場合は、後日、不当介入等報告書を各々提出するものとする。

(3) 受注者は、下請負人等が暴力団員及び暴力団密接関係者等から不当介入を受けた場合は、速やかに報告を行うよう当該下請負人等に指導しなければならない。

(4) 報告を怠った場合は、大阪府暴力団排除条例（平成22年大阪府条例第58号）に基づく公表又は入札参加停止を措置することがある。